



平成 27 年 7 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社エコグリーン
(コード番号 3188 TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役 石井 光暢
問合せ先 執行役員企画戦略室長 中山 礼子
T E L 03-3537-3240
U R L <http://www.eco-g.com/>

TOKYO PRO Market における当社株式の上場廃止申請、定款の一部変更及び 臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、TOKYO PRO Market に上場している当社株式に関し、臨時株主総会を開催し、株主総会の特別決議を経た上で上場廃止（以下、「本上場廃止」といいます。）を申請すること、定款を一部変更すること、また、当該臨時株主総会に係る基準日について決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社は、本日、本上場廃止に関連して「株式会社EGインベストメントによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」及び「第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」も公表しておりますので、併せてご参照下さい。

記

1. 上場廃止申請を行う目的及び理由

当社は、平成 9 年 5 月に東京都江戸川区に木材専門の運搬業者として設立後、廃木材を収集運搬し、再資源化した木材チップ（以下、「木質バイオマス」といいます。）の販路を独自開拓して、運搬部門にあわせた販売を開始いたしました。平成 16 年 11 月には茨城県真壁郡（現桜川市）に木材チップを保管する真壁ストックヤードをオープンし、需給バランスの変動に左右されにくい供給体制を整えました。また、平成 18 年 5 月には自社の木質バイオマス事業施設を千葉県八日市場市（現匝瑳市）にオープンしたほか、平成 22 年 11 月には木質バイオマス燃料のさらなる普及を目的とした子会社、株式会社バイオイノベーションを設立いたしました。当社の事業領域は、木材に特化した調達・製造加工・貯蔵・販売といった活動で構成されており、平成 26 年度には年間約 14.3 万トンの木質バイオマスを流通させております。このように、後発でありながら、機動的な販売網と強固な営業力を活用し、成長を継続させております。また、当社は、平成 25 年 10 月には将来の資金調達及び社会的信用力の補完を目的として東京証券取引所 TOKYO PRO Market への上場を果たしております。

このような状況下において、当社の代表取締役かつ筆頭株主である石井光暢氏は、平成 26 年 10 月から、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社（以下、「JRE」といいます。）と、今後のバイオマス発電業界及び当該業界における両社の在り方について意見交換を行ってまいりました。その中で、JREが再生可能エネルギープロジェクトの運営をさらに拡大させる観点及び当社及びその関係会社（以下「当社グループ」といいます。）が中長期的な成長を達成させる観点から、当社を、JREがバイオマス発電事業に進出する上での当該ビ

ビジネスモデルにおける重要な位置づけとなる会社とした上で、両社が有するサービス及びノウハウを結集することが、両社のさらなる成長に寄与するとの考えに至り、平成 27 年 2 月 26 日に、JRE は当社に対して、当社株式を取得することに関心があり、今後、両社間で協議したい旨の意向を表明しました。当社としては、資金力及び発電所施設の運営力に強みを持つ JRE は、大量の建築廃材の回収とチップ化に強みを持つ当社との間で相互補完的な関係を構築可能な相手先であること、また、これまで多くのプロジェクト開発とそこでのマネジメント力を発揮してきた JRE の豊富なノウハウは、今後当社がさらなる設備投資を進め企業規模の拡大を検討するにあたり、事業戦略や企業統治といった経営課題の解決に資するものであることから、JRE との取組みにより当社の一層の成長が期待できるとの考えのもと、JRE との協議を開始することに同意いたしました。以来 JRE と当社は、両社の企業価値向上に向けた関係構築の可能性について、複数回にわたって協議・検討を行ってまいりました。

上記協議・検討の結果、JRE は、当社が資本関係を構築することにより、JRE においては、今後計画している建築廃材を用いたバイオマス発電所向けの燃料の調達を長期間安定的に確保することができ、中長期的な成長材料・重要な新規事業としてバイオマス発電に取り組んでいけるとの認識に至ったとのことです。また当社においては、JRE が保有する経営資源やノウハウを活用できること、公開買付け成立後に予定されている第三者割当増資の資金により木材バイオマス生産・加工のための工場を新設し事業拡大を進められること、また JRE という安定的な販売先を確保することが建築廃材市場及びバイオマス発電業界における当社規模の拡大、企業価値の向上、プレゼンスの強化につながるとの考えに至りました。また、太陽光発電、風力発電に加えてバイオマス発電についても積極的に取り組むという JRE の成長目標も、バイオマス燃料の生産者である当社の事業拡大に資するものと認識しているとのことです。

さらに、JRE は、両社の企業価値の最大化を目指すには、共通の事業戦略のもとで緊密に連携し一体となって事業展開することが重要であり、そのためには単なる提携ではなく当社が JRE グループの一員となって事業経営を行うことが望ましいと判断したとのことです。また、当社も、両社の経営資源及びノウハウを最大限に有効活用するには、当社が JRE グループの一員として強固な関係の中で事業連携を行うことが望ましいと判断しました。今後は、バイオマス発電に関し、中長期的視点に立ち、燃料供給から発電に至るまでグループ内で完結させ、安定的かつ機動的に事業を展開してまいります。

そのため、JRE と当社は、当社の株券等を取得及び保有することを目的として JRE により平成 27 年 6 月 25 日に設立され、本公表日現在 JRE がその発行済株式 (20,000 株) の全てを所有する EG インベストメントを公開買付者及び割当予定先として、公開買付け (以下、「本公開買付け」といいます。) 及び第三者割当増資 (以下、「本第三者割当増資」といいます。) を行うことを合意いたしました。当該合意に基づき、EG インベストメントは、当社を連結子会社とすることを目的に、本公開買付けを実施すること及び当社の実施する本第三者割当増資を引き受けることを決定し、当社は、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、EG インベストメントを割当予定先として本第三者割当増資を行うことを決定いたしました。本件に関する詳細につきましては、本日当社が公表いたしました、「株式会社 EG インベストメントによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」及び「第三者割当による新株式発行のお知らせ」をご参照下さい。

一方で、燃料調達から発電に至るバイオマス事業全体を新たに共同して行うことは、JRE 及び当社にとって新規事業の立ち上げに等しく、また、JRE の資金力を活用したとしても相当の投資が必要と考えられることから、当社にとって現時点で想定できない未知のリスクも考えられ、株主の皆様をそのリスクに晒すことは好ましくないと認識しています。そのため、EG インベストメントによる本公開買付け及び同社を割当先とする本第三者割当増資

の実施を契機として、当社株式の東京証券取引所 TOKYO PRO Market における上場を廃止した上で、JREグループの一員として事業を展開する道を選択しました。

以上を踏まえ、当社は、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第143条第1項に基づき、TOKYO PRO Market に上場している当社株式について、上場廃止を申請することといたしました。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

- ①当社がJREグループの一員となるに当たり、JREグループから取締役を選任するため、及び、JREグループが機動的に取締役会を招集することを可能とするためであります。
- ②当社は、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第143条第1項に基づき、上場廃止を申請する予定であります。上場廃止申請を行うにあたりましては、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第130条により株主総会の特別決議を経ることとなっております。このため、上場廃止申請の件を特別決議するにあたり、当社定款に上場廃止申請に関する特別決議の条項を追加するものであります。

(2) 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	平成27年9月7日
定款変更の効力発生日	平成27年9月7日（ただし、第19条及び第22条の変更については、本公開買付けの決済開始日（平成27年9月17日））

(3) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

（変更箇所は（下線）表示）

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第16条 （決議の方法） （条文省略）</p> <p>2. （条文省略）</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第16条 （決議の方法） （現行どおり）</p> <p>2. （現行どおり）</p> <p>3. <u>株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則第130条に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、総株主の議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条 （取締役の員数） 当社の取締役は<u>5</u>名以内とする。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条 （取締役の員数） 当社の取締役は<u>9</u>名以内とする。</p>

<p>第 20 条～第 21 条（条文省略）</p> <p>第 22 条（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。（以下省略）</p>	<p>第 20 条～第 21 条（現行どおり）</p> <p>第 22 条（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>各取締役</u>がこれを招集し、<u>取締役社長</u>がその議長となる。（以下現行どおり）</p>
<p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>第 1 条 <u>第 16 条第 3 項の規定は、平成 27 年 10 月末日の経過をもって、失効し、削除されるものとする。なお、本附則は第 16 条第 3 項の規定の削除の時をもって失効し、削除されるものとする。</u></p>

3. 臨時株主総会の開催及び今後の予定

上場廃止申請を行うにあたりましては、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 130 条に基づき、株主総会の特別決議を経ることとなっているため、当社は臨時株主総会を開催し、上場廃止申請の件を付議する予定です。

また、上場廃止申請の件を特別決議するにあたり、当社定款に上場廃止申請に関する特別決議に関する条項を追加する、定款一部変更の件を付議する予定です。

- | | |
|-------------------|---------------------|
| (1) 基準日設定公告日 | 平成 27 年 7 月 31 日（金） |
| (2) 基準日 | 平成 27 年 8 月 17 日（月） |
| (3) 招集通知発送予定日 | 平成 27 年 8 月 20 日（木） |
| (4) 臨時株主総会開催予定日 | 平成 27 年 9 月 7 日（月） |
| (5) 上場廃止申請書の提出予定日 | 平成 27 年 9 月 7 日（月） |
| (6) 上場廃止予定日 | 平成 27 年 10 月 8 日（木） |

上場廃止申請書を東京証券取引所へ提出し受理された後、当社株式は整理銘柄に割り当てられ、20 営業日後に上場廃止となる予定です（「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 143 条第 2 項及び「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 130 条）。

【ご参考】

「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」

第 143 条 上場会社はその発行する上場株券等の上場廃止を申請しようとするときは、施行規則で定めるところにより、当取引所に当取引所所定の「上場廃止申請書」を提出するものとする。

2. 当取引所は、上場会社から「上場廃止申請書」を受理した場合、その旨及び上場廃止日について公表するとともに、上場廃止申請に係る上場株券等を整理銘柄に指定するものとする。

「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」

第 130 条 特例第 143 条の規定に基づき株券等の上場廃止を申請しようとする上場会社は、上場廃止を希望する日の 20 営業日前までに、当取引所に対して当取引所所定の「上場廃止申請書」を提出しなければならない。この場合において、当取引所が同意する場

合を除き、上場廃止について株主総会の特別決議を経るものとする。

4. 臨時株主総会に係る基準日等について

平成 27 年 9 月 7 日（月）に開催予定の臨時株主総会において、議決権を行使することのできる株主を確定するため、平成 27 年 8 月 17 日（月）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使できる株主といたします。

- (1) 公告日 平成 27 年 7 月 31 日（金）
- (2) 公告方法 電子公告（下記の当社のホームページに掲載いたします。）
<http://www.eco-g.com>
- (3) 基準日 平成 27 年 8 月 17 日（月）
- (4) 臨時株主総会開催予定日 平成 27 年 9 月 7 日（月）
- (5) 付議議案

下記議案の付議を予定しております。

- ・ 定款一部変更の件
- ・ TOKYO PRO Market における当社株式の上場廃止申請の件
- ・ 第三者割当による新株式発行の件
- ・ 取締役 4 名選任の件

5. TOKYO PRO Market 以外の上場取引所

当社が上場している取引所は、TOKYO PRO Market 以外にはございません。

6. 担当 J-Adviser について

今般策定した日程により、当社が TOKYO PRO Market 上場廃止の手続きを進めることに関し、担当 J-Adviser であるフィリップ証券株式会社からは、上場廃止までの間は担当 J-Adviser としての業務を継続する予定であるとの説明を受けております。

以 上